

# 保育士等配置要件緩和について

## 1 概要

待機児童対策として、全国的に保育の受け皿拡大を進めている状況下で、保育の担い手確保が喫緊の課題となっていることを受けて、国において保育士が行う業務について要件を一定程度緩和することにより、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、緊急的・時限的な対応として関係省令が改正されております。本市においても国に準じ条例を改正し、保育現場の負担軽減を図るものです。

## 2 要件緩和の内容

※認定こども園においては、「保育士」を「保育教諭等」と読み替えます。

(1) 朝夕等の保育士配置の要件弾力化	条例で定めている保育士を最低 2 人配置しなければならない要件について、朝夕などの利用児童が少数である時間帯（配置基準を計算して1.4以下になる時）に限り、保育士の配置を1人とすることができる。 ただし、保育士の配置が1人となる場合は、当該保育士に加え、「 <u>市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者</u> 」を置かなければならない。 (例) 0歳児が2名、4・5歳児が20名利用している場合 $(2名 \div 3) + (20名 \div 30) = 0.6 + 0.6 = 1.2$ →1.4以下であるため、保育士1人、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者1人の配置で差し支えない。
(2) 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用	保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする。 なお、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。養護教諭については年齢要件を設けないこととする。
(3) 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化	利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えて必要となる職員について、「 <u>市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者</u> 」を保育士とみなすことができる。

(※)「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」については、

質の確保の観点から、

①保育士資格を有しないが当該施設等(※2)で十分な業務経験(1440時間以上の業務経験)を有する者

②子育て支援員研修(※3)のうち地域型保育コースを修了した者

③家庭的保育者又は家庭的保育者基礎研修を修了した者

など、適切な対応が可能な者に限る。

(※2) 当該施設等・・・認可・認定保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育)、幼稚園、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。)

(※3) 子育て支援員研修については、「6 子育て支援員研修について」を参照

## 3 対象施設

保育所、小規模保育事業所 A 型、保育所型事業所内保育事業所、各類型の認定こども園が対象となります。

#### 4 保育士とみなす者の適用の範囲

「幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用」及び「研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化」を適用するときには、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければなりません。

○ 必要となる保育士の数が  
3分の2以上

(例) 16時～17時において必要となる  
保育士数 13人

<保育士及び保育士とみなす者の内訳>

- ・保育士：9人
- ・養護教諭：1人
- ・市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者：3人



⇒保育士の比率：13人中9人(約69%)

【保育士3分の2以上】基準を満たす

× 必要となる保育士の数が  
3分の2未満

(例) 16時～17時において必要となる  
保育士数 13人

<保育士及び保育士とみなす者の内訳>

- ・保育士：8人
- ・小学校教諭：1人
- ・養護教諭：1人
- ・市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者：3人



⇒保育士の比率：13人中8人(約61%)

【保育士3分の2未満】基準違反

#### 5 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者が受講しなければならない研修について

	受講しなければならない研修	受講期限
幼稚園教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
小学校教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
養護教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者	①当該施設等(※)で十分な業務経験を有する者 <u>(1440時間以上の業務経験)</u> ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ②未経験者 ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ③家庭的保育者 ⇒研修受講の必要なし	①要件緩和後の翌年度末  <b>②勤務前に受講</b>

※当該施設等・・・認可・認定保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育)、幼稚園、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。)

※要件緩和対象とする場合は、子育て支援員研修を受講する旨(又は受講済)の誓約書の提出が必要です。

#### 6 子育て支援員研修について

※受講を希望する場合は右記QRコードからHPをご確認ください。

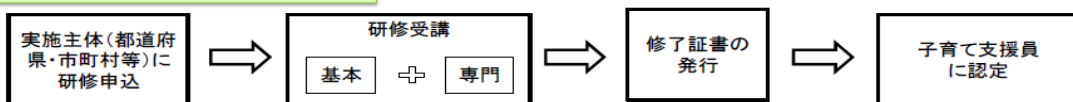


##### 「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

##### 研修受講から認定までの流れ



<職員配置図> ちば保育園(架空の施設)の場合

【条例改正による特例を活用した場合の職員配置シミュレーション】

開所時間	7:00 ~ 20:00 ( 13時間 )						
利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	8人	20人	22人	22人	24人	24人	120人

<配置基準> (例えば3:1は、児童3人に対し保育士1人の配置)  
 0歳児 3:1(8/3=2.6) 1・2歳児 5:1(42/5=8.4) 小数第2位切捨  
 3歳児 20:1(22/20=1.1) 4・5歳児 30:1(48/30=1.6)  
 2.6+8.4+1.1+1.6=13.7⇒14人 ←小数第1位四捨五入  
 ⇒利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数 14人

各時間帯においても、各時間帯の児童数に応じて配置基準を適用する。  
 ⇒必要保育士数b(保育士とみなす者を含む) 児童数は省略

- A 利用定員(=認可定員)の総数に応じて置かなければならない保育士の数 14人 (No1~14)  
 B Aを超えて必要となる保育士の数 4人 (No15~18)  
 C 開所時間を通じて必要となる保育士の総数 18人 (No1~18)

Aについては、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を、Bについては、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなして数に含めることができる。

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1 保育士①	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
2 保育士②		2	2	2	2	2	2	2	2	1				
3 保育士③		3	3	3	3	3	3	3	3	2				
4 保育士④		4	4	4	4	4	4	4	4	3				
5 保育士⑤			5	5	5	5	5	5	5	4	1			
6 保育士⑥			6	6	6	6	6	6	6	5	2			
7 保育士⑦			7	7	7	7	7	7	7	6	3			
8 保育士⑧			8	8	8	8	8	8	8	7	4			
9 保育士⑨				9	9	9	9	9	9	8	5	1		
10 保育士⑩					10	10	10	10	10	9	6	2	1	
11 看護師			9	10	11	11	11	11	11	10	7			
12 幼稚園教諭			10	11	12	12	12	12	12					
13 小学校教諭			11	12	13	13	13	13	13					
14 養護教諭				13	14	14	14	14	14	11				
15 無資格①		2	5	12										
16 無資格②		6	13	14	15	15	15							
17 無資格③						16	16	15	15	12	8			
18 無資格④										13	9	3	2	
必要保育士数 a (保育士とみなす者を含む) <配置基準>	1人	6人	12人	13人	14人	14人	14人	14人	14人	13人	9人	3人	1人	
従事者数	2人	6人	13人	14人	15人	16人	16人	15人	15人	13人	9人	3人	2人	
有資格保育士数 b	1人	4人	8人	9人	10人	10人	10人	10人	10人	9人	6人	2人	1人	
有資格保育士比率 b/a 保育士が3分の2以上	朝夕等の 緩和適用	66.7%	66.7%	69.2%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	71.4%	69.2%	66.7%	66.7%	朝夕等の 緩和適用	

延長保育

## 7 委託費（給付費）を受給するための基準（毎月1日時点の児童、職員の実人数）

施設種別	配置基準（国） 実人数に応じて計算	委託費（給付費）を受給するための基準
保育所	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1※ ・3歳児 20：1 ・4歳以上児 30：1	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・利用定員90人以下 保育士 1人 ・保育標準時間対応 保育士 1人
小規模保育事業所 A型	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1 上記に加え保育士1人	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・保育標準時間対応 非常勤保育士 1人
保育所型事業所内 保育事業所	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・利用定員20人以上 保育士 1人 ・保育標準時間対応 保育士 1人
認定こども園	保育教諭等を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1※ ・3歳児 20：1 ・満3歳児 20：1 ・4歳以上児 30：1	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・2、3号の利用定員が90人以下 保育教諭等 1人 ・保育標準時間対応 保育教諭等 1人 ・主幹保育教諭等専任化代替保育教諭等 2人 （うち1人は非常勤講師等でも可）

「幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭」、  
「※※保健師、看護師、准看護師」の  
配置も可能

「市長が保育士・保育教諭等と同等の知識  
及び経験を有すると認める者」、「幼稚園教  
諭、小学校教諭、養護教諭」、「※※保健師、  
看護師、准看護師」の配置が可能

※委託費（給付費）を受給するための基準（国基準）は6：1です。ただし、実際の保育では市基準の5：1を遵守する必要があります。

※※保育所、認定こども園の場合、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができますが、乳児の在籍が3名以下の保育所等の看護師等には、以下の要件が課されることとなります。

①保育士との合同保育を行うこと。

②保育に係る一定の知識や経験を有すること。

→ 具体的には、勤務経験が概ね3年以上又は子育て支援員研修（地域型保育コース）の受講  
小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所の場合、乳児の人数に関係なく、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができます。

### 【要件緩和職員を対象とする場合の限度数について】

対象者分類	年齢別配置 (a)	保育標準時 間対応(b)	90人以下定員の 場合の1人加配(c)	最大対象者数 (a)+(b)+(c)
① 幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭資格者	2人	1人	1人	4人（児童定員が90人超の場合は3人）
② 市長が保育士と同等の知識・経験を有すると認めるもの	×			

千葉市長

住 所

法 人 名

代表者職氏名

印

園 名

## 誓約書(保育士等配置要件緩和)

下記の者を保育士等配置要件緩和の対象とします。また、子育て支援員研修(地域型保育)の受講義務がある者は、期限内に受講し、修了することを誓約します。

氏 名	職 種	勤務形態	要件緩和 適用日(予定日)	子育て支援員研修(地域型保育) 修了月(修了予定月)

※「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」は、「市長が認める者」と入力してください。(認定こども園の場合は、「市長が幼稚園教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」を含む。)

※正当な理由なく、期限内に子育て支援員研修(地域型保育)を修了しない場合、委託費(給付費)又は配置基準補助金を返還していただくことがあります。

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者が受講しなければならない研修について

	受講しなければならない研修	受講期限
幼稚園教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
小学校教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
養護教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者	①当該施設等(※)で十分な業務経験を有する者 (1440時間以上の業務経験) ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ②未経験者 ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ③家庭的保育者 ⇒研修受講の必要なし	①要件緩和後の翌年度末までに受講 ②勤務前に受講

※当該施設等・・・認可・認定保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育)、幼稚園、認可外保育施設(在職証明書(要件緩和用)に記載の施設)

千葉市長

## 記入例

住 所 千葉市中央区中央1-1-1  
 法 人 名 社会福祉法人 千葉中央ホーム  
 代表者職氏名 代表取締役 坂本 慎太郎 印  
 施 設 名 ちば保育園

## 誓約書(保育士等配置要件緩和)

下記の者を保育士等配置要件緩和の対象とします。また、子育て支援員研修(地域型保育)の受講義務がある者は、期限内に受講し、修了することを誓約します。

氏名	職種	勤務形態	要件緩和適用日(予定日)	子育て支援員研修(地域型保育)修了月(修了予定月)
千葉 一郎	幼稚園教諭	パート常勤	R3.4.1	R4.3.31
千葉 二郎	幼稚園教諭	パート非常勤	R3.4.1	R4.3.31
千葉 三郎	小学校教諭	パート非常勤	R3.4.1	R4.3.31
千葉 四郎	養護教諭	パート非常勤	R3.4.1	R4.3.31
千葉 五郎	市長が認める者 (研修受講済み)	パート非常勤	R3.4.1	R4.3.31
千葉 六郎	市長が認める者 (研修受講済み)	パート常勤	R3.4.1	R4.3.31
千葉 七郎	市長が認める者 (1440時間以上勤務)	パート非常勤	R3.4.1	R4.3.31
千葉 八郎	市長が認める者 (家庭的保育者)	パート非常勤	R3.4.1	R4.3.31

※「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」は、「市長が認める者」と入力してください。(認定こども園の場合は、「市長が幼稚園教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」を含む。)

※正当な理由なく、期限内に子育て支援員研修(地域型保育)を修了しない場合、委託費(給付費)又は配置基準補助金を返還していただくことがあります。

(参考) 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」が受講しなければならない研修について

	受講しなければならない研修	受講期限
幼稚園教諭	子育て支援員研修の地域型保育	勤務後1年以内に受講
小学校教諭	子育て支援員研修の地域型保育	勤務後1年以内に受講
養護教諭	子育て支援員研修の地域型保育	勤務後1年以内に受講
市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者	①当該施設等で十分な業務経験を有する者 (1440時間以上の業務経験) ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ②未経験者 ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ③家庭的保育者 ⇒研修受講の必要なし	①勤務後1年以内に受講 ②勤務前に受講

※「当該施設等」とは、認可・認定保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育)、幼稚園、認可外保育施設(在職証明書(保育士等配置要件緩和用)に記載の施設)を指します。

※「勤務後1年以内に受講」とは、要件緩和を適用した日の翌年度の年度末までに受講し、修了しなければならないことを意味します。

在職証明書(保育士等配置要件緩和用)

現住所	
氏名	
生年月日	

当施設は、次のいずれかに該当する施設であり、  
上記の者が在職していたことについて、下記のとおり証明します。

- ①子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所  
(保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所、家庭的保育事業所)
- ②児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、  
・地方公共団体における単独保育施策による施設  
・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設  
・幼稚園に併設された施設  
・教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設

記

証明事項

在職期間	(令和・平成・昭和) 年 月 日 から (令和・平成・昭和) 年 月 日まで
勤務時間	合計 時間
在職中の職種	
勤務形態	

令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

施設設置認可等年月日 (令和・平成・昭和) 年 月 日 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ 複数の在職期間を有する場合等、既定枠に記載しきれない場合には、別様(任意様式)を当該証明に添付することで差し支えない。

在職証明書(保育士等配置要件緩和用)

現住所	千葉市中央区中央2-2-2
氏名	千葉 一郎
生年月日	昭和63年5月7日

当施設は、次のいずれかに該当する施設であり、  
上記の者が在職していたことについて、下記のとおり証明します。

- ①子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所  
(保育所 認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、  
居宅訪問型保育事業所、家庭的保育事業所)
- ②児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、  
・地方公共団体における単独保育施策による施設  
・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設  
・幼稚園に併設された施設  
・教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設

記

証明事項

在職期間	(令和・平成・昭和)20年4月1日 から (令和・平成・昭和)23年3月31日 まで
勤務時間	合計1,500時間
在職中の職種	保育補助者
勤務形態	非正規 非常勤

令和 3 年 4 月 1 日

所在地 市原市八幡1000  
法人名 社会福祉法人 大空  
施設名 市原保育園  
施設設置認可等年月日 平成(昭和)2年4月1日  
代表者職氏名 理事長 市原 太郎 印

※ 複数の在職期間を有する場合等、既定枠に記載しきれない場合には、別様(任意様式)を当該証明に添付することで差し支えない。